

鎌倉市文学館指定管理者選定委員会  
審査結果報告書

令和2年(2020年)12月

## 1 概要

鎌倉文学館は開館後 35 年、建物の竣工後 84 年が経過し、建物の経年劣化が著しくなり、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて休館して大規模改修を予定している。鎌倉市は休館を考慮して、文学館事業の継続性の視点から、安定的かつ円滑な管理運営を行うため、鎌倉文学館の次期指定管理者（令和 3 年度～令和 4 年度）に、現指定管理者である鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体を指名することとなった。

鎌倉市文学館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）では、鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体から提出された法人等に関する応募書類及び提案書をもとに書類審査及びヒアリングを行った上で、次期指定管理者として適格であるかどうか審査し、鎌倉市文学館指定管理者候補者に決定した。

## 2 鎌倉市文学館指定管理者選定委員会

委員長 伊藤 裕夫（日本文化政策学会顧問）

副委員長 猿渡 紀代子（（公財）横浜市芸術文化振興財団・大佛次郎記念館特任研究員）

委員 鈴木 茂伸（社会保険労務士）

委員 長坂 祐司（税理士）

委員 村井 良子（㈲プランニング・ラボ 代表取締役）

## 3 委員会開催の経過

(1) 第 1 回選定委員会（令和 2 年（2020 年）10 月 22 日（木）開催）

ア 委員長・副委員長の選任

イ 鎌倉市文学館指定管理者の選定について

ウ 提案要項・業務基準書・業務内容明細について

エ 審査基準について

(2) 第 2 回選定委員会（令和 2 年（2020 年）12 月 14 日（月）開催）

ア 鎌倉文学館視察

イ 書類審査について

ウ 公開ヒアリング

エ 鎌倉市文学館指定管理者候補者の決定について

#### 4 提案事業者

鎌倉市文学館次期指定管理者として指名した鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体から提案があった。

#### 5 審査の方法

委員会では、鎌倉文学館指定管理者提案要項及び業務基準書に基づいて提案者から提出された法人等に関する応募書類及び提案書をもとに書類審査及びヒアリングを実施し、各委員の採点による評価を行った。

書類審査については、委員会で決定した審査基準により、総合的評価として14の審査項目を設定し、第3期指定管理期間における過去4年間の運営実績については10点満点、それ以外の13項目を5点満点として評価を行うとともに、ヒアリングでは、各委員の専門とする分野の視点から、25点満点の評価を行ったうえで、それぞれの評価における平均点を算出し、その合計が100点満点で60点（6割）以上に達した場合に、鎌倉市文学館次期指定管理者として適格であるものとした。

#### 6 審査基準

- (1) 市民の平等利用が確保されること
- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること
- (3) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができ、必要な人材を確保できると認められること
- (4) 安定した経営基盤を有していること
- (5) 指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであること
- (6) 鎌倉市における文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての文学館の役割を適切に担えること

#### 7 審査の結果

書類審査及びヒアリングを行い、次のとおり100点満点中60点以上の得点を得たことから、鎌倉市文学館次期指定管理者として適格であると判定した。

評 価 項 目	項目数	配 点	得点(平均)
1 管理運営上の基本方針	3項目	15点	12.4点
2 施設の維持管理	2項目	10点	8.6点
3 人材及び人員配置	1項目	5点	3.8点
4 安定した経営基盤	1項目	5点	3.8点
5 効率的な管理運営	1項目	5点	3.8点
6 文学館事業の実施	5項目	25点	21.0点
7 第3期指定管理期間の 運営状況	1項目	10点	8.0点
8 ヒアリング	1項目	25点	19.6点
計	15項目	100点	81.0点

## 8 総評

対象となる指定管理期間（令和3年度～令和4年度）は、令和5年度から休館して大規模改修が開始されるまでの2箇年であり、これまでの指定管理期間とは異なり短い期間である。今回の提案内容は、今期の4年間の実績を踏まえ、引き続き2箇年間安定して鎌倉文学館の管理運営を遂行しうるものと評価する。

今期の4年間の指定管理期間を含め、今まで14年間、鎌倉文学館の指定管理業務を行なってきた経験を活かし、2箇年間の指定管理業務を行なわれない。

また、今回の提案書に掲げている3つの基本方針である、「守る」、「つながる」、「広める」の実現を目指し、市民及び関係機関と連携・協働して取り組まれない。

## 9 付帯意見

すでに述べたとおり、指定管理期間が2箇年間と短い期間なので、鎌倉文学館の業務に従事するスタッフのモチベーションを保ち、鎌倉市と協議しつつ管理運営にあたるとともに、鎌倉文学館の利用者に対して、これまで14年間に築きあげた市民や利用者の愛着や評価が低減しないよう、サービスの維持に努められたい。

なお、大規模改修中であっても、鎌倉文学館の資料や庭園などの貴重な文化資源を保存・維持し、最良な状態で再開館できるよう、鎌倉市は設置者としての責任を全うしてほしい。